

令和6年度京都市京町家耐震診断士募集案内

京都市では、特に地震の被害が大きいとされる昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の所有者を対象に、京町家耐震診断士及び木造住宅耐震診断士の派遣を実施しておりますが、令和6年1月に発生した能登半島地震において、多数の住宅が被害を受け、耐震改修などの重要性・緊急性が顕在化したこともあり、今年度は例年以上に多数の派遣依頼をいただいております。

この度、本事業に積極的に御協力いただける「京町家耐震診断士（現地調査診断士、構造診断士）」を新たに募集するとともに、登録に必要となる講習会を開催しますので、耐震化の取組を促進するため、御協力いただきますようお願いいたします。



■ 京都市京町家耐震診断士とは

本市では、昭和25年11月22日以前に着工された京町家の所有者を対象に、京町家耐震診断士の派遣を実施しています。

京町家耐震診断士の方には、市民の方から耐震診断の申込みがあった際、本市からの派遣依頼を受けて、現地調査診断士及び構造診断士の2人1組により、現地調査及び耐震診断を実施していただきます。

なお、京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱に基づき、耐震診断業務を完了された京町家耐震診断士には、本市より一定の報酬をお支払いします。

(1) 現地調査診断士

京町家を対象に、現地調査、図面作成及び耐震改修の工事費概算見積りの作成を行います。

(2) 構造診断士

京町家を対象に、現地調査、「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル（第3版）」（以下「JSCA 指針」という。）に基づく耐震診断及び基本計画の作成を行います。

■ 京町家耐震診断士登録講習会について

京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱に基づき、京町家耐震診断士の登録を受けようとする方は、本市が行う講習会を修了する必要があります。

京町家耐震診断士登録講習会の詳細については、次ページ以降のとおりです。

京町家耐震診断士登録講習会について

1 受講区分

(1) 現地調査診断士

- ① 京町家耐震診断士派遣事業の事務及び登録手続に関する説明
- ② 現地調査結果報告書の作成に係る講習

(2) 構造診断士

- ① 京町家耐震診断士派遣事業の事務及び登録手続に関する説明
 - ② 現地調査結果報告書の作成に係る講習（現地調査診断士として登録済の方は受講不要）
 - ③ 耐震診断結果報告書の作成に係る講習
 - ④ 耐震診断に用いる指針の内容に関する講習（※）
- ※ ④の講習に関しては、日本建築構造技術者協会 関西支部（以下、「JSCA 関西」という。）が開催する「限界耐力計算による木造耐震設計法の実務講習会」（令和6年2月以降に開催されたものに限る。）を京町家耐震診断士登録講習会とします。

2 開催概要

	現地調査診断士 ①～②の講習	構造診断士	
		①～③の講習	④の講習
日時	令和6年12月16日（月） 午後0時50分 ～午後5時20分	令和6年12月16日（月） 午前10時00分 ～午後5時20分	偶数月の第二木曜日 （申込み多数の場合は奇数月もあり） 午後1時15分 ～午後5時30分
定員	15名（※）	30名（※）	各回16名
会場	京都建築専門学校 よしやまち町家校舎 京都府建築工業協同組合 会議室		JSCA 関西事務所
受講料	無料		5,000円 （JSCA 会員の場合は3,000円）

※ 定員を超える場合は先着順とします。

※ 定員を大幅に超える場合は、近日中に改めて登録講習会を開催します。

※ 上記の日時での参加ができないが、登録の意向がある場合はその旨を当課まで連絡してください。次回開催を検討する上で参考にさせていただきます。

(1) 会場

ア ①～③の講習

- ・京都建築専門学校 よしやまち町家校舎
（上京区葎屋町通下立売下る丸屋町260）
- ・京都府建築工業協同組合 会議室
（上京区葎屋町通下立売下る丸屋町261-3）

イ ④の講習

- ・JSCA 関西事務所
（大阪市西区西本町1丁目7-8 柴田東急ビル 4階402）



(2) 受講資格

登録を受けようとする京町家耐震診断士の種別に応じて、次の要件を満たす必要があります。

	現地調査診断士	構造診断士
所属	京都市内の建築士事務所又は工務店に所属し、耐震診断士への登録について当該建築士事務所又は当該工務店の同意を得ている方	京都市内の一級建築士事務所に所属し、耐震診断士への登録について当該一級建築士事務所の同意を得ている方
資格・実務経験等	次のいずれかに該当する方 ア 一級建築大工技能士の資格を有する方 イ 伝統的軸組構法による木造住宅の施工又は工事監理に関して5年以上の実務経験を有する方	一級建築士の資格を有する方

(3) 講習内容

- ① 京町家耐震診断士派遣事業の事務及び登録手続に関する説明
京町家耐震診断士派遣事業の派遣依頼から報酬支払いまでの事務の流れ及び登録手続について説明します。
- ② 現地調査結果報告書の作成に係る講習
現地調査チェックリストを用いて、京町家の構造要素の代表的な部分（柱、梁、仕口、土壁、床下等）の計測の仕方等、現地調査方法について説明します。
- ③ 耐震診断結果報告書の作成に係る講習
ケーススタディを利用して、耐震診断結果報告書に用いる様式や報告書の構成について説明します。
- ④ 耐震診断に用いる指針の内容に関する講習
限界耐力計算による木造耐震設計法の解説（詳しくはJSCA関西のHPをご確認ください。）

3 申込方法

(1) ①～③の講習

本市ホームページの申込フォームからお申込みください。

申込に際しては、以下の項目を入力していただきます。

- ・氏名、年齢、勤務先等
- ・受講区分（現地調査診断士と構造診断士の両方とすることが可能です。）
- ・資格要件（現地調査診断士と構造診断士の両方登録する場合は、両方の資格が必要です。）
- ・講習④の受講状況（構造診断士のみ）



(2) ④の講習

JSCA 関西のホームページからお申込みください。



4 ①～③の講習における持参物

(1) ①の講習

登録申請に必要な書類（後日メール等で提出いただくことも可能です。）

(2) ②の講習

バインダー又は下敷き、コンベックス

(3) ③の講習

JSCA 指針（④の講習で購入した冊子又は JSCA 関西の HP からダウンロードしたもの）

JSCA 指針の→
公開ページ



京町家耐震診断士の登録について

1 業務内容

(1) 現地調査診断士

京町家を対象に、以下の業務を行っていただき、業務完了後、本市より一定の報酬（対象建築物の面積により異なる）を支払います。

- ア 現地調査
 - イ 図面作成（構造診断士が図面作成を行う場合は除く。）
 - ウ 構造診断士に対する技術的助言
 - エ 基本計画作成における耐震改修の工事費概算見積り
- ＜令和6年度報酬額（耐震診断）の一例（120㎡の場合）＞
- ・ 現地調査診断士が図面作成を行う場合：81,000円
 - ・ 構造診断士が図面作成を行う場合：43,000円

(2) 構造診断士

京町家を対象に、以下の業務を行っていただき、業務完了後、本市より一定の報酬（対象建築物の面積により異なる）を支払います。

- ア 現地調査
 - イ 図面作成（現地調査診断士が図面作成を行う場合は除く。）
 - ウ 耐震診断の実施及び耐震診断結果報告書の作成
 - エ 基本計画の作成及び基本計画作成結果報告書の作成
 - オ 所有者等への報告（耐震改修に向けた情報提供やアドバイスを含む）
- ＜令和6年度報酬額（耐震診断）の一例（120㎡の場合）＞
- ・ 現地調査診断士が図面作成を行う場合：134,000円
 - ・ 構造診断士が図面作成を行う場合：172,000円

2 登録方法

登録講習会の講習後（④の講習が未受講である構造診断士以外は講習会当日も可）、登録申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、(2)の申込先にメール、郵送又は持参にてお申込みください。

登録の要件を確認後、京町家耐震診断士が所属する建築士事務所等は、本事業に関する覚書を本市と締結していただきます。

(1) 必要書類

- ア 登録申請書（第1号様式）
- イ 登録資格を証する次の書類

申請様式→
公開ページ



- ※ 京町家派遣耐震診断士の種別に応じて、それぞれ次の書類を提出してください。
- ※ 各証明書の写しはA4サイズの用紙にコピーしてください。

現地調査診断士	○ 技能検定合格証書の写し（一級建築大工技能士の資格を有する方として登録を受けようとする場合に限る。） ○ 実務経験申告書（参考様式あり）（5年以上の実務経験を有する方として登録を受けようとする場合に限る。） ○ 建設業許可証明書の写し又は建築士事務所登録通知書の写し
構造診断士	○ 一級建築士免許証の写し ○ 一級建築士事務所登録通知書の写し

(2) 申込先

京都市都市計画局 建築指導部 建築安全推進課 耐震担当

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電 話：075-222-3613

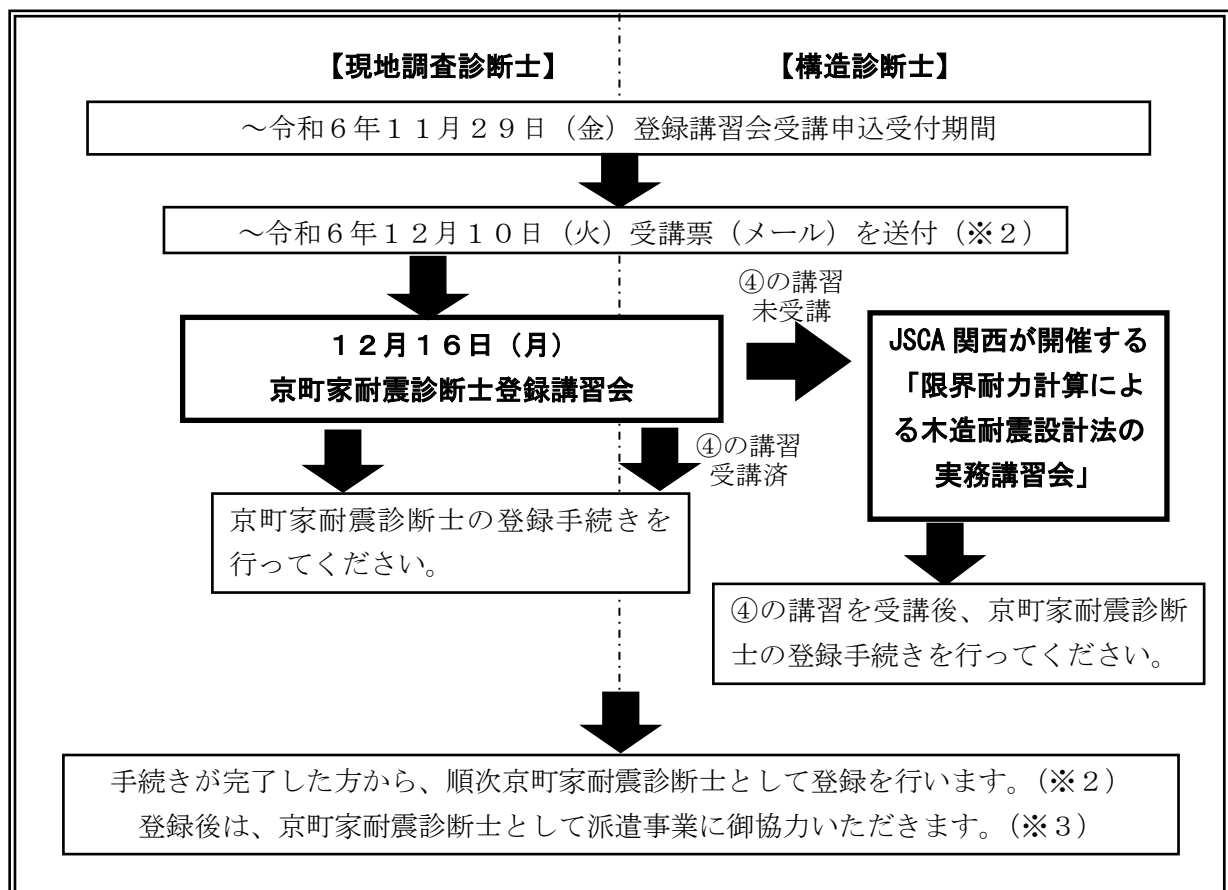
メール：kenchiku-taishin@city.kyoto.lg.jp

(3) 受講票の送付

本市において受講資格等を確認し、令和6年12月10日（火）までに受講票（メール）をお送りします。

受講資格がないと判断した場合等、受講いただけない場合についても、その旨を通知します。期日を過ぎても受講票が届かない場合は、申込先にお問い合わせください。

3 京都市京町家耐震診断士の登録までのスケジュール



※1 申込み多数により今回の登録講習会を御受講いただけない場合は、その旨を通知します。

※2 登録講習会の講習後、提出いただいた登録申請書類を確認した結果、登録の要件に合致しないと判断した場合は、登録をお断りさせていただきます。

※3 派遣耐震診断士登録後、派遣の依頼を受けていただけない等、派遣耐震診断士として不适当と認められる場合、登録を抹消することがあります。